

武州山之根筋における寛文検地の基礎的研究

加藤 衛 拡

はじめに

寛文・延宝期（二六六一〜八二）は、広範な開発にもとづく生産力の発展を背景として、封建小農とこれを単位とする近世村落が一般的に成立し、近世社会の基礎がほぼ確立された時期にあたる。幕領における二度目の総検地となる同期の検地は、この基礎構造の確立を支え、その存立の生産力基盤となっている田畑・屋敷の存在状況を把握したものである。

寛文・延宝期前後の時期は、幕府の財政・農政を担う勘定所の機能が整備されていった時期でもあった。勘定所の最高職制は勘定奉行であるが、その前身の勘定頭が寛永一九年（一六四二）に成立し、万治・寛文期（二六五八〜七三）にはその下に勘定組頭―勘定―支配勘定という組織が確立した。これにともない、四〇〇万石にのぼる天領の大部分を支配した代官がその組織の末端に一元的に組込まれていった。代官ははじめ在地性の強い給人的かつ徴税請負人的

性格を有していたが、幕府は天和—元禄期(一六八一—一七〇四)を中心としたその不正に対する大量な肅正や、主に関東の代官に關しては陣屋支配を廢して江戸在住をはかりつつ、享保期(一七一六—一七三〇)までには徴税・農政官僚へと轉換させていった。⁽¹⁾ こうした代官の官僚化が可能となった背景には、近世小農村落の成立に基づく村請制の確立があったことを忘れてはならない。⁽²⁾

したがって、寛文・延宝検地は、新たな村落秩序に対応する土地保有構造を把握するものであるとともに、整備されつつある勘定所の官僚組織によって幕府が天領を直接支配するための基礎となる土地把握として位置づけることができるであろう。それゆえにこそ、総検地の名にふさわしく、幕府の実施した検地の中では広範にかつ徹底した検地となったのである。実施された地域は、寛文検地が関東を、延宝検地が畿内を中心として中部・関東・東北に及んでいる。⁽³⁾

寛文期にはじまる幕領の総検地は元禄検地をもって終わるが、作成された検地帳は、基本的には近代初頭の地租改正まで、近世を通じての土地台帳として機能するものであった。その意味からも極めて重要な検地なのである。

しかし、それほど重要な検地でありながら寛文・延宝検地に関する体系的な研究は極めて少ない。⁽⁴⁾ 特に関東において幕領が広範に存在したのは武蔵国・相模国であったが、例えばそれぞれの国の多くの領域を対象とした『新編埼玉県史』・『神奈川県史』においても、寛文・延宝検地にはほとんど触れられていないのが実情である。

そこで本稿では関東の寛文検地のうちから武州山之根筋のそれを取り上げ、基礎的な問題を明らかにしたい。武州山之根筋は耕地が少なく山勝ちであるため、一般には生産力の低位性を指摘されるが、寛文期には里方の村々と同様に近世小農の広範な成立を見ることができ⁽⁵⁾る。低生産力の原因とされる「山」が、小農自立を支える生産力基盤として不可欠の存在となっていたことを想定しなければならない。「山」における農耕と稼こそ、この地域の近世小農の

自立にとって重要な意味をもつものと考えられるのである。検地は原則として田畑・屋敷を把握するものである。しかし、「山」も一般的な耕地とならんで生産力基盤の重要な一翼を担うに致ったこの地域において、広範な小農の確立期に施行された寛文検地が「山」を把握しないはずはなく、「山」をいかに把握したかが重要な論点となろう。この点にこの地域の寛文検地の特徴があるものと思われる。

武州山之根筋の寛文検地については、安澤秀一氏が南多摩地方の検地施行の地域制について検討され、南多摩地方のうち「山之根」と呼ばれる山付きの村々では近世初頭に永高制(氏は貫文制とされる)の検地が行われ、これら永高制の採用された村々では寛文検地が施行されて、一斉に石高制へと切換わることを明らかにされた。また、兼子順氏は近世前期の武蔵国の最終検地について、「新編武蔵風土記稿」(以下「武記」と略記)から埼玉県域の全村を検討し、一定規模の検地施行の特徴を支配や地域性との関係で整理した。その中で寛文検地は武州山之根筋を中心に実施されていること、これも含めて以後の検地では支配代官と検地施行者とが異なることを指摘された。

これらは検地について地域的まとまりをもって把握されようとしたものであったが、安澤氏は南多摩地方という、また兼子氏は埼玉県域という一定の限界を自ら課してしまった。本稿では武州山之根筋の寛文検地について全域的に把握し、その実態と特徴に関して基礎的考察を行いたい。

一 「武州山之根筋」の範囲と永高制

「武州山之根筋」の範囲を明らかにし、あわせて寛文検地の前提となった初期の永高検地ないし永高制の意義について整理しておきたい。

「山根」とは字義としては「山の根元に当たるところ。山のふもと⁽⁸⁾。」を意味するもので、「武州山之根筋」とは関東平野から関東山地への移行部分にあたる秩父・多摩山地の山麓地域ということになる。史料に即して見ると、多摩郡の西部地域については享保六年(一七二二)に「山之根九万石村高改帳⁽⁹⁾」が残されており、山之根筋として把握されていた村がほぼ明らかになる。また、高麗郡久須美村の延宝六年(一六七八)の史料⁽¹⁰⁾には、「武州山根加治領上赤工村・下赤工村・曲竹村・小瀬戸村・久須美村・小岩井村・大川原村」七か村の連署が見出せ、同郡梅原村の天和三年(一六八三)の史料には「近山与右衛門様御代官所武州山根高麗領・加治領・三田領・玉川領⁽¹¹⁾」と記されている。高麗郡の西部山間地域にあたる加治領・高麗領のほか、多摩郡内の三田領はもちろん、比企郡の玉川領も「武州山根」と呼びならわされていたのである。

ほかに、これら各領の最上流域に位置する外秩父と呼ばれる秩父郡の村々がある。外秩父について、「武記」の秩父郡の総説には、郡境を論じる中に以下の記述がある。⁽¹²⁾

郡の経界に至りては後世沿革せしにや、小丸峠の東上我野郷七ヶ村は今本郡に隸すれど、旧き検地帳には高麗郡上我野郷と記し、又高山村不動堂及阪石村法光寺、天正十九年の御朱印に高麗郡吾野の内とあれば、本高麗郡なること論なし、土人の説に妻阪峠の東上下名栗村、及皆新田峠の東皆谷・白石・御堂・安戸・柗平・大野の六ヶ村、合て十五村を外秩父と云、按ずるに元高麗郡にして、後本郡に属せしものか、【和名鈔】人間郡の部に安刀とありしは今安戸ならんと、その地人間郡とは比企郡を阻つれど、前の六ヶ村もしくは高麗郡に属せずんば人間郡ならんか、さあれば人間郡の安刀ならんも当れり、思ふに往古は妻阪峠・小丸峠・皆新田峠を限りて、是より西を本郡とするものならん、扱閩郡の外に接付せし秩父なればとて、いつしか外秩父の名のこれるに因循して、往古よりの地を呼て奥秩父とは称するならん、

また、同じく「武記」の各村の解説⁽¹³⁾でも、上・下名栗村は加治領に、上我野郷七か村は高麗領に属することが示され高麗郡との関係を、柗平・大野・安戸・御堂・皆谷・白石・奥沢・大内沢・坂本の九か村は玉川領に属し比企郡との関係を強く示唆している。すなわち外秩父の村々は元來秩父郡に属さず、高麗・比企郡との関係が深い村々であった。一方、奥秩父地方では「山之根」との記述を管見の限りでは見出してはいない。「山之根」の字義からも奥秩父をそう呼ぶことには違和感があるろう。さらに、男衾郡竹沢村(後に同郡四か村と比企郡二か村とに分村)⁽¹⁴⁾も玉川領に属し、比企郡とのつながりが強く、武州山之根筋の一部とすることができであろう。したがって、「武州山之根筋」とは多摩郡西部の村々のほか、高麗郡・比企郡および主にその間にはさまれる人間郡の西部山付きの地域、そして秩父郡のうち外秩父地域と男衾郡の旧竹沢村域を呼ぶものとまとめておきたい。

次節でも詳しく検討するが、この地域の支配関係をここで概観しておきたい。多くが天領であったことを前提として、村上直氏は近世初期の関東における代官陣屋の配置を検討し、代官頭大久保石見守長安およびその輩下の代官の屋敷・陣屋は、多摩郡八王子に数多く集中しているほか、多摩郡西部の各所、高麗郡中山村・高麗本郷(後に栗坪村)、比企郡玉川郷、横見郡御所村にあったとされている⁽¹⁵⁾。また、和泉清司氏による武蔵国の初期検地帳の検討からは、武蔵国の山間地域は大久保とともに伊奈忠次によって検地されたこと、地域的には、山之根筋については主に大久保が、秩父郡のうち奥秩父地方と児玉郡は主に伊奈が検地していることが導かれる⁽¹⁶⁾。近世初期の武州山之根筋は、代官頭大久保長安の支配下にあったとすることができであろう。大久保が慶長一八年(一六一三)に死亡すると、その一族は肅正され、それ以降大久保の下代・手代的存在であった八王子一八代官がこの地域を支配していったが、これらの代官も元禄期までにはほとんどが失脚していくのである⁽¹⁷⁾。

次に、武州山之根筋の寛文検地の前提となる永高検地ないし永高制の意義について検討しておきたい。この地域を

含む関東西部の山間地域は、徳川氏の関東入国と同時に直轄領に編入され、その村高は石高ではなくて永高によって把握されていた。

永高検地や永高制については、一九五〇年代から山田武麿氏⁽¹⁸⁾、神崎彰敏氏⁽¹⁹⁾、大館右喜氏⁽²⁰⁾などの分析がある。これらは永高制による検地帳を利用した村落の構造分析に主要な目的がおかれたもので、主な年貢負担者は中世以来の土豪層を中心とした旧勢力であったことを明らかにした。しかし、中世以来の貫高制と永高制との区別はなされていないかった。

これらに対して、関ヶ原後徳川領国となった遠江国北部の山間地域を事例に、永高制を貫高制と峻別され、永高制下の年貢収取、村落構造、そして永高制の意義を明確にされたのは佐藤孝之氏⁽²¹⁾である。氏によれば、貫高制は戦国大名にとって「年貢収取の基準であるとともに、知行・軍役賦課の基準として重要な意味をもった」⁽²²⁾もので、貫高を示す銭の種類は、戦国時代に流通していた銭のうちの永楽銭を含まない精銭・上銭であった。一方、永高制は徳川氏が関東に入国して広範に採用されたもので、年貢高を精銭・上銭より価値の高い永楽銭で見積もったものであった。しかも永高は永一貫文^二五石の比率で石高に換算が可能で、この石高が知行・軍役の基準となったことは石高制検地の施行された一般の地域と異ならない。すなわち永高制とは、中世以来の貫高制の流れは汲むものの、石高制に適合した極めて近似的なものであった。

永高検地の意義については以下の様に述べている。⁽²³⁾徳川政権下の代官頭伊奈忠次・大久保長安支配の地域では、非米作地帯からは永楽銭による金納年貢収取の方針があった。金納年貢を収取するためには在方市の存在が不可欠であり、そこでの換金を担い、年貢を負担していたのが旧来からの土豪層であった。「即ち、山間地域における小農民の自立条件の未発達といった状況のもとで、幕府は金納地代の収取を機能的に実現するために、在方市の掌握とともに、

土豪層を中核とする村落の再生産構造を利用する必要があった。そして、この方針のもとに土豪層を納税責任者として再編したのであり、永高検地は「金納地代実現のための積極的な施策という性格をもっていたのである」とされるのである。⁽²⁴⁾ また、氏の分析された永高制の検地帳は田畑それぞれに位付けがなされているものも一部あり、それがない関東のものと比較した場合一つの特徴となっている。⁽²⁵⁾

永高制に関する究明において、その中心地域とされた武蔵国の実態については和泉清司氏の研究がある。⁽²⁶⁾ 氏は現存する武蔵国の永高検地帳を広く調査され、永高検地は慶長二、三年（一五九七、九八）をピークとして、秩父・児玉・比企・入間・高麗・多摩郡の山間地域に実施されたことを明らかにされた。永高制の意義については、第一に、当初豊臣政権から課される軍役と、大坂夏の陣で豊臣氏が滅亡するまでの軍備購入費に莫大な金銭が必要であったことをあげ、特に貨幣価値の最も高い永楽銭を求めたものとし、第二に、佐藤氏と同様に、関東の山間地域における旧来からの村落構造の実態にあわせて、年貢収取の方法も大きな変化を与えなかったとされたのである。

武蔵国の山之根筋と奥秩父などについては、大久保・伊奈などの代官頭は、従来からの在方市を保護し、積極的に市立ても行っていることが指摘されてきた。⁽²⁷⁾ 永高制を安定的なものにするための当然の措置であろう。永楽銭が永高検地地域の基準貨幣とされた理由については、後北条氏が天正九年（一五八一）に貢租銭納は永楽銭のみとの「公課納入手段の選別化を通じて、後北条氏のみならず東国戦国大名の領国内において基準貨幣としての地位を獲得していたものとおもわれる」⁽²⁸⁾ もので、奥秩父地方については、後北条氏支配の戦国末期から、永楽銭が一般的な貢租の納入形態であったことが明らかにされている。⁽²⁹⁾

なお、永高制により年貢支払貨幣とされた永楽銭は、全国的に広く流通していた鏝銭との交換比率を慶長九年（一六〇四）に永楽一文〓鏝四文と公定され、ほぼ同時に金一兩〓永楽銭一貫文〓銀五〇匁と決定された。これは、慶長

六年(二六〇一)に佐渡金山を直轄領に組入れた徳川政権による、貨幣鑄造権の独占と貨幣制度の確立をはかるための措置の一環である。さらに、慶長一三、一四年(二六〇八、九)、永楽銭の通用は禁止され、これ以降、永一貫文 \parallel 金一兩 \parallel 銀五〇匁 \parallel 錢(鑿)四貫文という公定比価が示されて、これが基準となっていく。「永」は単なる計算の単位にすぎなくなり、金一兩の十進法的換算の単位として、特に一兩以下の端数を千分の一の単位で計上できる単位として利用されるものとなった。³⁰⁾

すなわち永高制検地は、江戸に入府した徳川氏が金納年貢の必要上、土豪層を中核とした中世的村落構造を残す武蔵をはじめ、上野・相模・遠江などの山間地域において、これら土豪層を主な年貢負担者として掌握し、関東・東国地域で基準貨幣となっていた永楽銭による年貢高を村高として確定したもので、年貢収納も基本的には当初は永楽銭で、永楽銭通用禁止後にも貨幣で納入させるものであった。この金納年貢を安定的に確保するため、代官頭の大久保などは、後北条氏統治時代より興隆した土豪層を担い手とする六斎市などの方市の一層の保護・育成をはかったのである。このような永高制検地の実施された中心的な地域の一つが武州山之根筋であった。

二 寛文期の支配と検地役人

近世初期には永高制の検地を施行された武州山之根筋における二度目の総検地が寛文検地である。これによって永高制は廃され、石高制によって村高が把握しなおされた。この寛文検地を総括的に捉らえるために詳細な表(以下、原表と呼ぶ)を作成した。その概要を示すのが表1である。

武州山之根筋の範囲は、西端は多摩郡では国境まで、それ以外は奥秩父との境界までと明確であるが、東端は確定

しがたい。そこでまず、前節で凡そ山之根筋とした範囲を「武記」の各郡の最初にある元禄の郡絵図で東に広めに線引し、その中で寛文検地の行われた村をマークした。次に寛文検地の実施された村が一部でも含まれる「武記」の巻を全て抽出して、それらの各巻に採録された全ての村について検地に関する記述を原表に書き出した。なおその際、枝郷は一村としたが、端村は数に入れなかった。書き出した村の数は「全村数」の欄にあるとおりで、四八巻分、四七八か村となる。

これらの各村を、「里方」と「山方」とに区別した。同じく山之根筋といわれる地域であっても里方の村と山方の村とがあることから、地形図をもとに、『新編埼玉県史通史編』第三巻近世⁽³¹⁾の付録の図「近世前期の村落と支配関係」の地形区分を参考とし、さらに筆者の調査時の観察を踏まえて分類した。四七八か村のうち「山方」と分類できた村は四七％にあたる二二七か村であった。抽出の方法上、「里方」が余分に書き出されている。

これに続くのが「新田」の欄である。「武記」に持添新田と新田検地に関する記述があった場合を数えたもので、多摩の三〇から三三、入間の二と五、高麗の四、五、八、比企の六と七、男衾の四の各巻にその割合が高い。これらの巻に掲載される村はほとんど里方で、新田とは武蔵野台地の西端にあたる地域の広大な畑作新田がその中心である。ここで線引した地域の東端が、武蔵野新田の開墾される武蔵野台地など関東平野の西端に及んでいることを示すものである。

次の「寛文検地」の欄は、「武記」の検地の実施年と検地役人に関する記述を原表に書き出し、寛文検地について集計したものである。四七八か村のうち、寛文検地を確認できる村は、天領を中心とした(後に詳述)三一七か村(六六％)であった。これらの寛文検地のうち、寛文六年から八年(二六六〜六八)の三か年に二六八か村(八八％)の検地が集中し、さらにそのうちの四分の三の一九七か村は寛文八年検地であった。武州山之根筋の寛文検地は、寛文八

表1 武州山之根筋の寛文検地

(単位：か村)

新編武蔵風土記稿									武蔵 田園簿 村数
郡	卷之	郡之	全村数		新田		寛文検地		
			内山方	持添新田	新田検地	村数	特定役人		
多摩郡	90	多摩 2	13	2			7		12
	96	8	13	5		1	9	5	13
	91	9	10	5			9		10
	100	12	9		1	1	6	4	6
	101	13	1				1	1	1
	102上	14上	6				4	4	4
	102下	14下	2	1			1	1	2
	103	15	12	12		1	11	11	10
	104	16	4	4			4	4	4
	105	17	8	3			7	5	8
	106	18	13	10		1	2	4	13
	107	19	15	8			7	4	13
	108	20	14	5			10	9	12
	109	21	8	5			8	8	8
	110上	22上	3	3			3	3	3
	110下	22下	4	4			4	4	3
	111	23	1	1			1	1	1
	112	24	1	1			1	1	
	113	25	6	5			6	6	6
	114	26	5	5			5	5	5
	115	27	9	9			9	9	4
116	28	7	7			6	6	7	
117	29	9	7			8	8	9	
118	30	17	4		1	5	14	12	16
119	31	16			8	8	10	9	16
120	32	14			2	8	6	3	8
121	33	9			4	2	5	2	7
計27卷			229	106	17	30	166	125	201
入間郡	157	入間 2	18		9	9	6	4	15
	160	5	12	12	12	9	6	5	11
	171	16	13	7		1	4	4	10
	174	19	8	3	1	2	7	7	8
	175	20	8	8	1	3	7	7	7
	計5卷			59	30	23	24	30	27

高麗郡	177	高麗 2	11	11			11	11	8
	178	3	12	6	1	1	12	12	11
	179	4	13	1	8	6	12	12	11
	180	5	17		13	12	6	6	14
	183	8	14	4	12	12	7	7	10
	184	9	7	1	1	1	6	6	6
	185	10	10	10		1	10	10	6
計 7 卷			84	33	35	33	64	64	66
比企郡	191	比企 6	21	13	4	6	4	3	18
	192	7	15	11	3	4	13	13	15
	193	8	20	8		1	13	11	18
	194	9	18			2	6	2	15
	計 4 卷			74	32	7	13	36	29
男衾郡	225	男衾 4	10	4	6	6	4	4	7
	計 1 卷			10	4	6	6	4	4
秩父郡	247	秩父 2	7	7			6	6	1
	248	3	4	4			4	4	4
	249	4	4	4		3	4	4	4
	250	5	7	7		2	3	3	7
	計 4 卷			22	22		5	17	17
合計	48 卷		478	227	88	111	317	266	407

註) 芦田伊人編『新編武蔵風土記稿』(『大日本地誌大系』1963年、雄山閣)、北島正元校訂『武蔵田園簿』(『日本史料選書』15、1977年、近藤出版社)より作成。

年をピークとした六年からの三か年に集中しているのである。

その寛文検地の特徴の一つは、検地の集中する三か年の検地を中心に特定の検地役人がこれを実施していることである。特定の検地役人とは表2に示す雨宮勘兵衛・曾根五郎左衛門・竹村与兵衛・坪井次右衛門・成瀬八左衛門・深谷喜右衛門の六名である。これらの者の検地した村は、寛文検地のあつた三一七か村のうちの一六六か村(八四%)、特に六年から八年の三か年の二六八か村のうちでは二六〇か村までが、この六名の検地である。

それぞれの家の来歴は武田家臣、北条家臣、徳川譜代の家臣など様々で、代官頭との関係も伊奈・大久保

表2 武州山之根筋の寛文検地役人

氏名	出身	関係の代官頭	寛文検地時の役職と期間	延宝3年の役職・禄高	天和元年の役職・禄高
雨宮勘兵衛(某)	武田家臣	大久保八王子代官	代官 ～元禄7年	—	江州代官・遠州代官・200石
曾根五郎左衛門(吉広)	今川家臣	伊奈	代官 慶安2年～延宝3年	相州代官 200石	相州代官(孫か) 200石
竹村与兵衛=弥太郎(嘉有)	大和国広瀬郡細井戸家臣	大久保	代官 万治元年～延宝6年	—	上州代官(子か) 200石
坪(壺)井次右衛門(良重)	北条家臣	伊奈中原代官	代官 ～延宝4年	相州代官 200石	相州代官(孫か) 200石
成瀬八左衛門(某)	徳川家臣	伊奈中原代官	父五左衛門重治の代官見習 代官寛文11年～	五左衛門(子) 相州代官・200石	五左衛門(子) 相州代官・200石
深谷喜右衛門(吉政)	北条家臣	大久保八王子代官	代官・下総佐倉 寛永11年～寛文11年	—	—

註) 高柳光寿他編『新訂寛政重修諸家譜』(1964年, 統群書類従完成会), 村上直「関東幕領における八王子代官」(『日本歴史』第168号, 1962年)第3表, 神奈川県県史編纂室編『神奈川県史通史編』第2巻近世1(1981年, 財団法人神奈川県弘済会), 橋本博編『改定増補大武鑑』上巻(1965年, 名著刊行会)より作成。

に關係するものに別れる。役職は全て二〇〇石禄の代官であった。大久保との關係の深い雨宮・深谷は八王子一八代官の一員であったが、以下でも明らかにするとおり、基本的にはこれら二名も含めて六名ともに当該地域の支配代官ではなかった。また、八王子代官の集住する横山宿では、寛文七年(一六六七)から三名いる代官の一人が深谷であり、同時に寛文七年検地の検地役人であったことが知られている。³²⁾ 入間郡成瀬村では代官成瀬が検地するとあり、比企郡根岸村では代官深谷が検地するとある。³⁴⁾ 六名の検地役人のうち成瀬・深谷が一部の村では支配代官でもあったとするものであるが、例外ととらえてよいであろう。

なお、多摩郡伊奈村は検地役人の一人竹村と八王子代官の一人岡上次郎兵衛などが施行したとの記事があり、³⁵⁾ 同郡留浦村・河内村では竹村と支配代官の高室四郎兵衛とが連名で検地したとの記述がある。³⁶⁾ これらもここでは竹村の検地としてあつかうことにした。

最後にある「武蔵田園簿」³⁷⁾(以下「田園簿」と略記)の欄は、「武記」から抽出した元禄以降の村に対応する慶安期(一六四

表3 里山方別支配形態

(単位：か村)

支配	里方	山方	計
天領	123	168	291
入組	28	10	38
私領	63	15	78
合計	214	193	407

註) 『武蔵田園簿』より作成。

八〇五二の村を、「武記」の記述やこの地域の市町村史を参考にして「田園簿」から抜き出し、「武記」の村順にあわせて並べ替えて「武記」の各巻に対応させて原表に書出したものを集計したものである。原表ではこの間の分村関係も明確にしてある。総村数が慶安期の四〇七から元禄期の四七八へと増加しているのは、この間に中世以来続いていた郷村の分村や、近世前期に開発された新田村落の独立が進行したことを示している。なお、慶安期の村を里方・山方別に「田園簿」の支配に関する記述によって分類したものが表3である。山方の村は大部分天領であったことが判明するであろう。

さて、六名の検地役人が検地した村と、その村の支配関係を示したのが表4である。支配については「田園簿」の支配関係の記述を利用したものであるので、村数は慶安期のそれに対応させてある。天領の支配代官は八王子一八代官と呼ばれた者は氏名を掲げてある。天領の大部分はこの者たちが支配していた。

この表では各村の支配は慶安期のそれであるから、寛文検地とは約二〇年の間隔がある。そこでこの間の天領・私領の領域について異同を確かめなければならない。まとまった地方直しが寛永一〇年(一六三三)と、その次が元禄一〇年(一六九七)であることから、この二〇年間の天領・私領の範囲の変化はごく一部とすることが可能であろう。

しかし、天領のままであったとしても、代官の支配領域の変遷が問題となる。このことについては、八王子一八代官は世襲制であったことが指摘されている⁽³⁹⁾。したがって、代替りはあっても根本的な変化はないと考えられるが、各代官の支配領域が錯綜しており、その支配領域に即した実証的な研究はないので、ここで若干の検討を加えておきたい⁽⁴⁰⁾。兼子氏の支配代官と検地施行者とが異なるとの指摘は、支配代官についても「武記」を中心に

表4 慶安期の支配と寛文検地役人

(単位：か村)

支配		総村数	寛文検地を確認できる村								寛文検地不明の村	
			兩宮助兵衛	曾根五郎左衛門	竹村与兵衛	坪井次右衛門	成瀬八左衛門	深谷喜右衛門	その他	不明		計
天領	今井八郎左衛門	49	15			4	2	10	14		45	4
	岡上甚右衛門	18	3	3	5	2			2		15	3
	設楽権兵衛	18	6	3				3	1		13	5
	高室喜三郎	135	6	19	21	30	13	30	1	3	123	12
	近山与左衛門	2									1	1
	福村長右衛門	26	1	6	10		2		3		22	4
	相代官	27		6	2	6	6	4	1		25	2
	その他の	4	1	1				1			3	1
小計	12								1	1	11	
小計		291	32	38	38	42	23	48	23	4	248	43
入組	今井八郎左衛門	4										4
	岡上甚右衛門	1		1							1	
	設楽権兵衛	12	1	1				1	2		5	7
	高室喜三郎	8										8
	近山与左衛門	1										1
	相代官	10	1	1					1		5	5
その他の	2										2	
小計		38	2	3				3	3		11	27
私領		78	1					1	12	4	18	60
合計		407	35	41	38	42	23	52	38	8	277	130

註) 『武蔵田園簿』、『新編武蔵風土記稿』より作成。

把握されたものと思われるが、「武記」の支配代官に関する記述は限定されたものであるため、「武州山之根筋」について全域的に明らかにするには以下のような検討が必要であろう。各市町村史と「武記」とを主な史料とする。なお、「武記」の記述の制約上、「武記」より示すものは、支配について総括的な記述のある市町村史の刊行されていない地域に關するものである。

慶安期にこの地域の天領二九一か村のうち四六％にあたる一三五か村を支配していたのは高室喜三郎(昌成)である。「定本市史青梅」の巻末に集録される「付表一代官支配表」⁽⁴¹⁾によれば、現東京都青梅地域の青梅村、乗願寺村、西分村、日向和田村、河辺村、千ヶ瀬村、駒木野村、上長淵村、下長淵村、友田村、野上

村、大門村、塩船村、新町村、木野下村、今寺村、畑中村、日影和田村、下村、柚木村、御岳村、沢井村上分・下分、二俣尾村、黒沢村、富岡村、上成木村上分・下分、下成木村上分・下分、北小曾木村では、一部例外はあるが、天正一八年から慶長一八年まで(一五九〇)一六一三の大久保長安支配の後をうけて、その後元和期から天和期まで(一六一五)一八四の約七〇年間、高室四郎左衛門昌重、高室喜三郎昌成、高室四郎左衛門昌久、高室四郎左衛門昌貞の高室家四代が代官を世襲し、貞享期(一六八四)一八八)になって高室家の支配をはなれて大久保平兵衛忠貞支配になった。これら以外は御岳神社領の御岳山を除くと、支配の変遷が不詳の村が八か村ある。大部分は隣接する村々に準ずるものと思われる。したがって、現青梅地域の村々はほぼ全域にわたって元和と天和期の七〇年間、高室家の支配下にあったとすることができであろう。この青梅の上流域に位置する奥多摩町の『町誌』は、現西多摩郡奥多摩地域の支配代官の一覧表を掲げ、元和九年(一六三三)以降天和二年(一六八二)までこれまた高室喜三郎昌成・四郎左衛門昌久・四郎兵衛昌貞の高室家三代が六〇年間にわたり世襲していたとしている。また、高麗郡梅原・栗坪村村境におかれた高麗陣屋の代官には、寛永一九年より天和三年まで(一六四二)一八三三の四〇年間、高室喜三郎以下同家三代が就任したとされている。⁽⁴³⁾ そのほか高室家の支配は、現八王子市域の上二分方村・下一二分方村・二分方村・大楽寺村・横川村、⁽⁴⁴⁾ 現埼玉県日高市の高麗郡高麗本郷、⁽⁴⁵⁾ 現比企郡都幾川村の秩父郡大野村、⁽⁴⁶⁾ 現同郡玉川村の玉川郷の一部⁽⁴⁷⁾ なども確認できる。多摩川上流域の三田領を核とした高室家の元和と天和期の世襲支配は明らかであろう。

福村長右衛門家について、『五日市町史』は現東京都西多摩郡の「五日市町を構成する一六か村が、すべて共通の代官であったかどうか、資料不足で確認できないが、『新編武蔵風土記稿』と照合してみても、一時私領であった村々は別としても、概ね同一代官であったと推定される」と解説し、江戸時代の初期には町域共通の代官は福村長右衛門家として、代官の変遷の明確な小和田村・高尾村の年貢史料から歴代代官の一覧表を掲げている。⁽⁴⁸⁾ そのこ

村長右衛門三代(勝止・政道・某が寛永一二年から延宝四年まで(一六三五〜七六)の四二年間代官を務めていたとされている。また、五日市町の上流域に位置する檜原村の『村史』は、「在職中に主な事項と共に『風土記』と『五日市町史』を参照して一覽表にしてみた」として、歴代代官を書き上げた表を示し、五日市町域と同じく、寛永一二年から延宝四年まで福村家三代が代官を務めたとしている。⁽⁴⁹⁾ 福村家は寛永後期―延宝期に秋川流域を中心に世襲支配していたのである。

そのほか、岡上家については、多摩郡新横山村(現八王子市)は「田園簿」では岡上甚右衛門が支配していたが、そこから分村した御所水村では寛文期には同次郎兵衛と記され、⁽⁵⁰⁾ 同じく散田村は、「正保年中より慶安の頃までは、御代官岡上甚右衛門支配し、夫より寛文年中には岡上次郎兵衛支配せしとなり⁽⁵¹⁾」としている。また設楽家については、同郡羽村(現羽村市)において「寛永九年より御代官設楽勘兵衛、同十三年まで同長兵衛、正保二年より同勘兵衛、寛文七年より同孫兵衛⁽⁵²⁾」とある。岡上・設楽家についてもその世襲制を確認できる。

さらに、今井家については、多摩郡野津田村(現町田市)において、今井九右衛門昌安とその子正昌が寛永二年から万治元年まで(一六二五〜五八)支配し、以後天和二年まで中川八郎左衛門が支配したことが確認され、⁽⁵³⁾ 秩父郡上名栗村でも、「田園簿」での今井八郎左衛門の支配から、万治期以降天和二年(一六八二)に設楽孫兵衛の支配に移るまでの二四年間、中川の支配となっている。⁽⁵⁴⁾ ここに登場する中川八郎左衛門は今井八郎左衛門(九右衛門正昌)の長男で、中川家に養子に入った。万治元年に実父が死亡し、その跡を継ぐべき五郎八兼直(中川の実弟)が幼小であることから、実父が支配していた武州山之根筋の天領を預けられ、兼直が長じた延宝二年(一六七四)には、そのうち一万石を分かち与えている。⁽⁵⁵⁾ 今井家についても、中川家を含めて世襲支配と理解することができるであろう。

これらに対して、秩父郡上我野村(現飯能市吾野地区)が分村してできた南川村のように、高室喜三郎から慶安四年

(一六五)に伊奈半十郎、万治三年(一六六〇)より伊奈半左衛門支配をはさみ、検地のあった寛文八年からは高室四郎左衛門と、高室家と伊奈家とが交錯する場合もみうけられる。⁽⁵⁶⁾また慶安期に今井家の支配していた多摩郡乞田・上山田・下小山田・松木・大沢・上柚木・下柚木・中山・堀ノ内・越野・中野・大塚・落合の各村(現町田・多摩・八王子市境)は、寛文期には土屋但馬守数直の私領となつて⁽⁵⁷⁾いる。慶安期から寛文期にかけて天領から私領へのまゝ移った移行の極めて稀な例である。例外的ではあるが、支配代官の世襲制が断ち切られている村や、天領から私領へ支配が移った村も確認できるのである。

以上より、一部例外は見られるものの、武州山之根筋の天領は、大久保長安の亡きあと、八王子一八代官のうち、近山家は二か村なのでこれを除き、高室家を筆頭とした六家の世襲代官によって延宝・天和期(一六七三〜八四)まで主に支配されていたことがわかり、この地域の幕領の総検地である寛文検地は原則としてそれらの代官とは別の代官が実施したとすることができると考えられるところから、意味を持つものとなるのである。

山之根筋の場合は、寛文検地の施行された村々は天領という点において共通しているが、それを直接支配する八王子代官と呼ばれる代官たちは、既に見たように近世初頭以来の世襲代官であり、個々の代官と支配地域との結びつきは強固なものがあつたと推定される。幕政の方向は代官の官僚化・江戸在住を指向していたことをはじめに確認しておいたが、寛文期には未だに世襲職としての側面が強く残存していた。その地域において慶長期以来の総検地を施行するにあたり、幕府は在地性の高い世襲代官支配を越えて、その恣意にとらわれることのない客観的な検地を実施しようとしたのではなからうか。支配代官と検地役人とが異なる点にこれを見出せる。

この武州山之根筋の寛文検地以降、支配代官とは異なる代官あるいは大名が検地を施行する例は、武蔵国埼玉県域

表5 検地役人の検地地域

(単位：か村)

検地役人	多摩	入間	高麗	比企	男衾	秩父	合計
雨宮勘兵衛	24	4	12			1	41
曾根五郎左衛門	36			7		3	46
竹村与兵衛	35			5	4		44
坪井次右衛門	13	4	24	9			50
成瀬八左衛門	6	12				12	30
深谷喜右衛門	11	7	28	8		1	55
合計	125	27	64	29	4	17	266

註)『新編武蔵風土記稿』より作成。

については兼子氏によって、寛文一二年・延宝六年(二六七二、七八)の横見郡、元禄三年(二六九〇)の足立郡、元禄八・一〇年(二六九五、九七)の葛飾・足立・埼玉郡に指摘されている。⁽⁵⁸⁾また、延宝五年(二六七七)の検地条目制定以降に施行された畿内を中心とする延宝検地や、さらにそれ以降元禄期(二六八八〜一七〇四)にかけての大規模な幕領検地では、近隣諸藩に対する大名課役による方法が一般化した。⁽⁵⁹⁾武州山之根筋の寛文検地は、これ以降の幕領における大規模検地で常套化した支配代官とは異なる代官や大名を検地役人・検地奉行とする方法の嚆矢となったのである。

支配代官と検地役人との錯綜した関係は明らかになったが、各検地役人の検地施行地域はどのような範囲にあるだろうか。この解明のために作成したものが表5で、「武記」の記述から各検地役人の検地した村を郡別に集計したものである。多少の偏りはあるものの、各検地役人が郡域にとらわれることなく武州山之根筋全域にわたって検地を実施していることがわかる。検地役人が多様な地域を担当することで、検地の客観性はより高いものとなるであろう。

さて、こうした方法により客観的な検地が実施されたと推定されるが、個々の村高を比較してみると、同じ様な自然条件の村でありながら寛文検地によって村高が大きく打出された村、ほとんど変化のない村、逆に減少さえみられる村もある。客観的な検地とはいえない様な状況がみられるのである。そこで、次に六名の検地役

人別に打出率の特徴を検討してみたい。

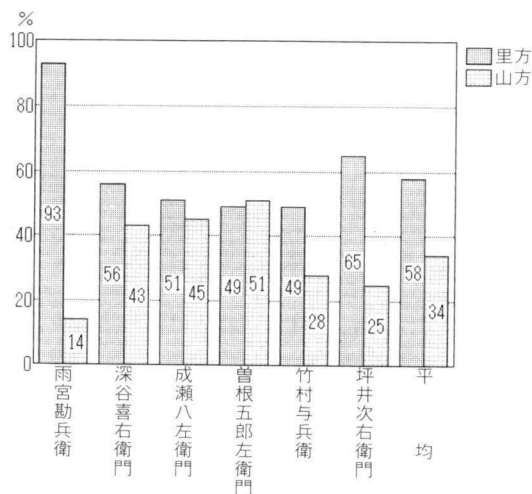


図1 寛文検地役人の打出率

註) 『新編武蔵風土記稿』、『武蔵田園簿』、『元禄郷帳』
 (関東近世史研究会校訂『関東甲斐郷帳』、『日本史料
 選書』第27巻, 1988年, 近藤出版社)より作成。

そのため、武州山之根筋全村の寛文検地前後の村高を把握できる「田園簿」と「元禄郷帳」⁽⁶⁰⁾を利用して比較した。表1の原表を、「田園簿」の村をもとに支配・里山方別に整理して改めて作表したものが表3であった。これらの村の中から、慶安期には天領で、「武記」では六名による寛文検地が確認されてその後元禄期まで検地に関する記述のない村のみを抽出した。「元禄郷帳」の村高を寛文検地の結果として把握できるものだけを選び出すためである。抽出された村数は天領二九一か村のうち二二一か村(七六%)で、内訳は里方一二三か村のうち八七か村(七一%)、山方

一六八か村のうち一三四か村(八〇%)であった。ここから、慶安期と元禄期との村高を検地役人別に集計して打出率を計算したものが図1である。

ここからは検地役人の打出に関する個性を明瞭に読みとることができる。打出率が、里方に大きく山方に小さい雨宮・坪井、里方にも山方にも平均以下の竹村、里方には平均ないしそれ以下で山方に大きい深谷・成瀬・曾根という傾向である。したがって、個々の村の検地を検討する際には、特に打出について問題にする場合は、検地役人のこの個性を前提とした上で考察しなければならぬであろう。

三 寛文検地の土地把握

武州山之根筋は基本的には畑作村落であり、加えて村域の大きな部分を「山」が占めることに特徴がある。表1でも見たように山之根筋とはいっても、里方は東端が関東平野と重り、その寛文検地は低地での水田開発や台地上の畑作新田の開発を重視して論じられなければならないものである。それに対して山方の場合はそれを特徴づける「山」の開発が問題となる。開発の質が大きく異なるのである。したがって、武州山之根筋を特徴づける寛文検地を具体的に考察するためには、「山」の開発の結果を検地の対象としたと思われる山方の検地を分析することが必要であろう。まして、ここで問題とする寛文検地は天領のそれであり、山方の村の九割近くが天領の村なのである。

本節では、武州山之根筋の村々のうち山方の村々を中心に、寛文検地の土地把握の実態を慶長検地と比較しつつ明らかにしたい。慶長検地帳と寛文検地帳とが完全な形で保存されている山方の村は少なく、ここではそのうちの一つ高麗郡下我野郷を中心に考察を進める。

下我野郷は荒川支流の高麗川上流域にあり、現在の飯能市東吾野地区にほぼ相当する山方の村である。中世以来の郷村で、寛文検地を機に平戸・虎秀・井上(後に上・下に分離)・長沢の四か村を分立するが、寛文検地はまだ分郷以前の下我野郷全域のものである。慶長検地が下我野郷を対象として施行されているため、比較する上では好都合である。

慶長検地帳は井上家文書⁽⁶¹⁾・大野家文書⁽⁶²⁾に残されている。両者とも後世の写であり、その時期は確定できない。比較してみたところ同一内容のもので、史料として検討することの意義が高いことを確認できる。特に井上家のそれは保

表 6 下吾野郷の慶長検地

地 種	筆 数		年 貢 高	
	筆	%	貫 文	%
田	38	(2)	4,317	(3)
畠	1,347	(88)	122,757	(89)
畑	4	(0)		
敷	143	(9)	10,573	(8)
合 計	1,532	(100)	137,647	(100)

註) 慶長2年「武州高麗之郡下吾野郷御地詰屋鋪帳」・「武州高麗之郡下吾野郷御地詰帳」(飯能市大字井上井上峰次家文書)より作成。

存状況が極めてよく、以下ではこれを利用することにする。田畑に関する「武州高麗之郡下吾野郷御地詰帳」と、屋敷に関する「武州高麗之郡下吾野郷御地詰屋鋪帳」からなる。

また、寛文の検地帳「武州入間郡下我野村御繩打水帳」全一二冊は、享保二年(一七一七)の写が旧東吾野村役場文書の中にある。これには巻末に以下のような写した経緯が記され、代官の押印がある。

下我野之内長沢・虎秀・上井上・下井上・平戸五ヶ村水帳拾貳冊、村別不相分候ニ付、五ヶ村年番ニ致所持来候処、平戸名主儀左衛門預り来候由、相滞候旨四ヶ村訴之乞詮議之処、双方共ニ証拠無之、年番并定預り之儀不分明ニ付、本水帳取上ケ致写奥書加、五ヶ村江相渡置者成

当初分村した五か村分が作成されたものと思われるが、全一二冊が今日に伝わるのは上井上・下井上・虎秀の三か村分で、平戸村のものは七冊があるのみ、長沢村のものは確認されていない。また、先述の大野家文書にも写が全一二冊分保存されている。ここでは旧東吾野村役場文書の三か村分を利用することにする。

下我野郷の慶長検地は、慶長二年(一五九七)一月一三日付けて大久保長安輩下の窪田忠兵衛・加藤彦右衛門・高野弥五右衛門・功力五平次・井口喜右衛門・田辺十郎右衛門を検地役人に施行されたものである。筆数・永高の合計は表6のとおりである。永一三七貫余は石高に計算すると六八八・二三五石、「田園簿」では六九八・二二石とされている。なお、この検地以後寛文検地まで、「開高」・「改出」など、公的な高の追加は知られていない。

田畑の検地帳は以下の様な記載形式を持つ。

島 立道 二百七拾六文 此内 わた三十文め 縫之介分 主 作
中漆五丸

島 大わりま 三百八拾文 此内十五匁わた 同 分 新 七 郎

その巻末には田畑について合計した以下の記述がある。

一百拾八貫五百九文 本辻

一八貫五百六拾五文 出分

合百貳拾七貫七拾四文

此内

一八貫四百六文目 綿

一七把六丸 中漆

一拾六把六丸 下漆

一千八百四拾六把 梶

已上

また、「屋鋪帳」の巻末にある合計は、以下のとおりである。

一九貫四百八拾五文 本辻

三百三拾七文こま領入

此内 貳百五拾文 上我野入

一壹貫八拾八文 出分

合拾貫五百七拾参文

已上

一筆ごとに、字名(屋鋪は除く)、田・畠・屋鋪の地目、その永高、綿・漆・梶(楮)による現物納分、名請人、そして主作あるいは分付百姓名が記載されている。高は一段記載である。

名請地の中には「当開」との記述のある筆が一五筆ある。この検地によって新たに把握された筆との意味であろう。このことから逆に、それ以外の名請地は慶長二年検地以前になんらかの土地把握があつて、そのとき把握された筆であることが推定される。また、この検地帳巻末の集計の箇所では「本辻」のほかに「出分」が書き上げられている。

「本辻」は慶長二年以前の土地把握によって決定された各名請地の高の合計と推定され、「出分」はそれを前提に、この検地によって打出された高であろう。「当開」分の合計は一八四文で、「出分」の一部をなすものである。すなわち、各名請地では従来からの高と打出分とを別書きしていないが、それらの和が記されているのである。各名請地の高の合計、また同じく集計における「本辻」と「出分」とを合せた結果が、この検地によって確定された村高になっている。

慶長期の永高制による検地帳の中で、下我野郷と同様に名請地の高は一段記載であるが、合計の箇所では「本辻」のほかに「出分」あるいは「改出」を別書している例がいくつか確認できる。下我野郷の周辺では慶長二年「武州秩父郡上吾野郷中沢村御地詰帳」⁽⁶⁴⁾、慶長三年「武州高麗郡鍛冶領小岩井村之御地詰帳」⁽⁶⁵⁾、同年「武州高麗郡加治領長田村戌御繩打水帳」⁽⁶⁶⁾、表紙の記述が不明確であるが、同年の同郡大河原村の検地帳⁽⁶⁷⁾がそれであり、ほかに入間郡滝野入村、多摩郡境村、同郡檜原村などに知られている。これらも下我野郷と同様に慶長検地以前の土地把握を前提として、その高に打出分を足したものが各名請地の高として一段に記載され、慶長検地で確定された村高は、「本辻」に打出分の合計である「出分」や「改出」を付け加えたものとなつてゐる。

表7 字「おおかみ」全筆の永高と名請人

永高	名請人	主作・分付	永高	名請人	主作・分付
128	与七郎	主作	26	善七郎	主作
138	与七郎	主作	43	善七郎	孫次郎
140	与七郎	主作	61	外郎	記主
108	与七郎	主作	126	善七郎	主作
177	与七郎	主東	2	大炊助	主作
126	与七郎	主作	45	大炊助	主作
124	与七郎	与三郎	75	大炊助	主作
140	与七郎	主作	41	大炊助	主作
79	与七郎	主作	95	大炊助	主作
102	与七郎	主助	67	大炊助	新七郎
309	与善七郎	主作	137	大炊助	助次郎
297	与外郎	主作			

註) 地目は全て畠。
慶長2年「武州高麗之郡下吾野郷御地詰帳」(表6
に同じ)より作成。

下である。表7は比較的多くの筆を有する字「おおかみ」の各筆の内容を示したものである。同一の名請人の様々な高の土地が、分散して存在していることがわかるであろう。検地帳上の一筆は実質的な耕地一枚を示しているわけではないにしても、慣習的に決められてきた年貢負担高の表示で差出単位⁽⁷²⁾というものではなからう。また、帳内には荒畑四筆が書き上げられ、これには反別が記されている。過去の土地把握で確定された筆の中に「荒畑」が生じ、これには高を付すことはできないため、反別が記されたのであろう。各名請地の配置と規模も合せ考えると、それ以外の名請地についても、まず反別が実測され、それが確定された後に永高が換算されたものと思われる⁽⁷³⁾。下我野郷以外の

和泉清司氏は「一段記載のみられる地域は高麗郡、入間郡、多摩郡、比企郡等であり」、「慶長期の一段記載の検地は大久保検地であり、伊奈検地であれ、徳川氏の初めての検地である」と⁽⁷⁴⁾とされている。しかし、これらの事実からは、下我野郷などこれら各郡の一段記載の慶長検地においても、それ以前になされたなんらかの土地把握があり、それをもとに高を追加するものとなっている。二段記載の場合と同様に従来の高と打出高とがあり、それを合計したものが一段に記載されているのである。では慶長検地以前の土地把握とは何か。その時期や内容を明らかにする史料は知られていない。

下我野郷の慶長検地帳の各名請地は、荒畑四筆を除く一五二八筆についてみると、最低永一文から最高永八七四文までの間に九〇文を平均として分布しており、六六%に当る一〇〇七筆が一〇〇文以

表8 下我野郷の寛文検地

地種	石盛	筆数		反別	
		筆	%	町畝歩	%
田	上田	10	7 (0.2)	22.17	(0.2)
	中田	8	11 (0.3)	31.22	(0.3)
	下田	6	39 (1.0)	86.16	(0.7)
	下々田	4	73 (1.8)	56.14	(0.5)
	田計		130 (3.3)	1,97.09	(1.6)
畑	上畑	9	299 (7.6)	13,47.27	(11.3)
	中畑	7	514 (13.0)	21,16.11	(17.7)
	下畑	5	768 (19.5)	28,74.23	(24.0)
	下々畑	3	686 (17.4)	22,53.00	(18.8)
	切畑	2	1,259 (31.9)	27,06.29	(22.6)
畑計		3,526 (89.4)	112,99.00	(94.5)	
屋敷	10	290 (7.3)	4,64.21	(3.9)	
合計		3,946 (100.0)	119,61.00	(100.0)	

註) 寛文8年「武州入間郡下我野村御繩水打帳」(飯能市旧東吾野村役場文書)より作成。石盛は「酉年可納御年貢割付之事」東吾野郷土誌研究会編『東吾野郷土誌』(1980年、同会)113頁。

例もあることから、武州山之根筋の慶長検地の中にも、各名請地の高は一段記載であったが、検地帳の表題にあるとおりそれ以前の土地把握を前提とした地詰(地押)による実測検地があったことを指摘できるのである。

名請人は一四三名で、屋敷の筆数とはからずとも同数であるが、同一人が複数筆名請する場合もあって、屋敷名請人はそのうち八七名である。名請人は村高の一二%にあたる一六貫文余を名請する大炊助を筆頭に、上位一二名が村高の半分、六九貫文余を名請している。二〇〇文(二石)以下層は七四名(五二%)を数える。また、田畑のうち四九%にあたる六八五筆、屋敷のうち二八%にあたる四〇筆が分付地となっている。戦国期以来の土豪層の存在を想定しうる

とともに、新たに名請人となった層も多数存在することが確認できる。

一方、寛文検地は寛文八年五月二日から七日までの六日間にかけて、検地役人坪井次右衛門によって施行された。その筆ごとの記載形式は次の様なものである。

横場	八間	下々畑	貳拾六歩	清兵衛
拾間	同所	切畑	拾六歩	同人
貳間半	六間半			

一二冊の総計が屋敷帳である一二冊目の巻末にあり、そ

ここに記された地目・等級別の反別合計は表8のとおりである。名請人は二五一名で、慶長検地に比べると一〇八名、一・八倍の増加が見られる。慶長検地と同じく、上位一二名の年貢高を合計すると、検地直後の寛文九年において永三〇貫文余であり、総額一〇六貫文余の二九%であった。旧土豪層の地位の低下と、広範な小農の存在を想定することができであろう。なお、ごく少量の米納年貢は、米一石一兩一匁一貫文として永に換算した。

各筆の記述については反別は記されているが、分米の記載はない。巻末の合計でも、反別は集計してあるが、石盛・分米の記載はなく、したがって村高は明らかにされていない。表8の石盛はこの検地の翌年の年貢割付状から引用したものである。関東では初期検地帳においても一般に分米記載がみられないが、寛文・延宝の検地帳にはこの様な形式のものが多数見出せる。関東の徴租法は、寛文・延宝検地を機にそれまでの厘取法から反取法への転換が一般化する⁽⁷⁾ため、石高は本途年貢とは直接関係しなくなる。したがって、分米・石盛・村高の重要性は低下し、地目・等級と反別だけがわかればよくなったのではなからうか。

その石盛・村高は寛文検地後の年貢割付状にはじめて見ることができるとは、検地役人ではなくて支配代官がこれを決定した可能性も残されるが、ここでは従来の検地研究の成果を踏まえて、検地役人が決定していたものとしておこう。検地役人は慶長検地の永高から概算される村高を参考に、寛文検地で把握した地目・等級別の反別に対して、村柄や他村との関係を考慮しながら石盛を定め、適度な新村高を決定していったものと思われる。この村高をどの程度にするかには、前節で見たように検地役人の個性が介入した。この個性の存在は、石盛も検地役人が決定していたことの証左である。石盛については、『五日市町史』が町内七か村の、また大館右喜氏は多摩郡小山田領一六か村の石盛一覧を掲げており、⁽⁷⁸⁾そこでは同じ等級に三から四のばらつきを確認できる。石盛は地域的に確定したものでなく、村ごとに異なるものであった。

次に、各地目の等級について検討したい。田方が上・中・下・下々の四等級、畑方が上・中・下・下々・切の五等級の位付けがなされている。これも武州山之根筋一般に見られるもので、この地域では山間地域はもとより里方の検地帳からも上々という等級は見られない。そのかわりに畑方において、とりわけ山方の村において「下々畑」の下に「切畑」という等級を設定している点に特徴がある。

武州山之根筋において「切畑」の検出される村を、ちなみに各市町村史などの検地や年貢に関する記述、あるいは明細帳の記述などから拾ってみると、現八王子市域の大沢・横川・上恩方・小比企・谷野・上犬目・下犬目村、⁽⁷⁹⁾現町田市域の小山村、⁽⁸⁰⁾現五日市町域の伊奈・戸倉・五日市・留原・深沢・高尾・小和田・小中野・網代村、⁽⁸¹⁾現在も檜原村の檜原村、⁽⁸²⁾現奥多摩町域の境・白丸・竜寿寺・小丹波村と小河内各村、⁽⁸³⁾現青梅市域の上長淵・下師岡・野上・塩船・大門・新町・畑中・日影和田・二俣尾・沢井・御岳・富岡・上成木・北小曾木、⁽⁸⁴⁾現羽村市域の羽村、⁽⁸⁵⁾現飯能市域では久須美・小岩井・矢風村・北川(上我野)・永田・赤沢・坂元(上我野)村、⁽⁸⁶⁾現入間郡毛呂山町域の阿諏訪村・権現堂村・宿谷村、⁽⁸⁷⁾現比企郡玉川村にあたる玉川郷などがあげられる。武州山之根筋の検地では山方の村々を中心に「切畑」が畑方の最下級の等級として一般的に存在することは明らかであろう。

切畑とは一般には切替畑(焼畑)を指すものである。この地域に即した切替畑に関する詳細な検討は稿を改めて論じることとして、ここでは武州山之根筋の寛文検地では、山方の村々において、切替畑がそれを直接表現する「切畑」という地目・等級をもって広範に検地され、検地帳に登録されたことを、一つの特徴として把握しておきたい。

山之根筋では切替畑が広範に検地されたとしたが、その背後にある奥秩父地方についてみると、近年この地域の町村史が大部の史料集をともなって刊行されているにもかかわらず、⁽⁸⁹⁾畑地の等級としては「切畑」を見出すことはできない。奥秩父地方では慶安五年(一六五二)か明暦元年(一六五五)に二度目の総検地が実施された。それらでは畑方の

等級は稀にある上々畑のほか、大部分は上・中・下・下々であり、「切畑」の記載は見られない。もっとも、このことが実態としての切替畑を検地していないということにはならないことは言をまたない。

なお、既に私は下我野郷に隣接する入間川上流域の秩父郡下名栗村を例に、「下々畑」もその実態は「切畑」と同様なものであったことを明らかにしている。⁽⁹⁰⁾ 実態としての切替畑は、寛文検地においては「切畑」もしくは「下々畑」という等級を与えられていたのである。ただし、逆に寛文検地帳の「切畑」・「下々畑」が全て切替畑であったとは限らないので、以下では、「切畑」とともに「下々畑」も下級畑として統一して扱い、それ以外の上・中・下畑を上級畑とすることにしたい。すなわち、上級畑はいわゆる常畑、下級畑は切替畑と常畑のうち低質なものが含まれるものとするわけである。

同じく拙稿では、下名栗村の土地利用状況を明らかにし、川に沿う平坦ないし傾斜の緩やかな土地に屋敷・上級畑が、これに続く今日では里山とみなされる山腹や谷あいの中中に下級畑が存在したことを明らかにした。入間川上流域では集落はほとんど谷底に存在するのに対して、下我野郷のある高麗川上流域では、谷底とともに山の中腹や尾根筋にも村落が形成されている点で差異があるが、集落の近傍の条件の良い土地に主に上級畑が、集落から離れた「山」に主に下級畑があることはほぼ同様と考えられる。

こうした寛文検地の把握した土地の実態を、下我野郷に即して明らかにしておきたい。慶長・寛文の両検地帳を筆数で比較すると、合計で二・六倍、内訳は田方が三・四倍、畑方は二・六倍、屋敷が二・〇倍の増加である。慶長検地も実測を前提に土地把握をしていたと考えられることから、それ以後、分筆・切添え・開発などによる筆の著しい増加があり、その実態を寛文検地は把握したのであろう。

ほかに、慶長と寛文の検地帳を比較できるものとして、秩父郡上我野郷南村中沢組がある。慶長検地帳の「武州秩

父郡上吾野内中沢村御地詰帳」と寛文検地帳の「南村中沢組御水帳写」とが、岡部家文書(91)の中に残されている。慶長検地帳は後の写で、写の状況・保存状態ともに悪い。また寛文検地帳は明和五年(一七六八)に実際の検地帳を元に改めて作成された名寄帳が実体であり、分筆も見られるもので、分筆分は元の筆に合せ当初の検地帳を復元した。史料として精度を欠くため、これらは参考程度に利用するに留めたい。この中沢組では、慶長検地が三七七筆に対して寛文検地では七三四筆が検地されている。一・九倍の増加である。慶長から寛文にかけて、田は一筆から皆無に、屋敷は四六筆から三八筆に減少している。しかし、畑は二・一倍の増加であった。ここにも筆の顕著な増加を確認できる。

下我野郷の検地帳については、名請人が一・八倍にも増加していることから、分筆もかなり進み、筆の細分化が想定される。これも含めて検地帳の一筆毎に記された字名を利用して、寛文検地の把握した土地の実態を慶長検地帳と比較しつつ包括的に捉えておきたい。

⁽⁹²⁾ 一般に畿内を中心とした延宝検地では、それ以前の検地を古検と称し、各筆ごとに等級・反別などを肩書させているため、以前の検地と一筆ごとに比較することが可能である。しかし、関東を中心とする寛文検地では原則としてこうした記載はなく、各筆の対応関係は明らかではない。過去の検地を参考にはしているのであるが、広範な開発と村落構造の大きな変化がみられる関東では、従来の名請地と新たな名請地とは様々な側面において相違点が大きすぎ、この方法は採用できなかつたものと思われる。⁽⁹³⁾ まして永高制の検地では、その検地帳に等級・反別記載もなく、直接各筆を比較することは全く不可能であるため、唯一の手がかりである字名を利用することにした。

屋敷については字名が記していないのでこれを除き、また慶長検地帳の荒畑四筆も処理簡便のために除いた。字名で同じものが多少変えて記されているもの、例えば寛文検地帳で「いとの上」、「いどの上」、「井戸の上」、「井戸上」とあるものは全て「いとうえ」とするなどの統一作業をした結果、字は慶長検地帳で三三一、寛文検地帳で七四五を

表9 慶長・寛文検地字別耕地変遷推定表

分類	慶長検地			寛文検地				
	字数	田	畠	字数	田	畑	上級	下級
A	154	筆 25	筆 801	154	筆 39	筆 1,250	筆 657	筆 543
B	177	13	546	591	21	874	463	411
C	—	—	—		70	1,402	461	941
合計	331	38	1,347	745	130	3,526	1,581	1,945

註) 慶長2年「武州高麗之郡下吾野郷御地詰帳」(表6に同じ)、寛文8年「武州入間郡下我野村御繩水打帳」(表8に同じ)より作成。

数えることができた。両検地帳に共通する字名をもとに、寛文検地の検地した土地を筆数を基準として分類したものが表9である。

まず、共通する字名は一五四を数えることができた。慶長検地帳の字の四七%、寛文検地帳の字の二二%に相当する。この字名は慶長検地時に存在し、その字名が変化することなく寛文期まで移行したものと考えられる。この様な字の土地をAとして、その筆数を書き出した。この筆数は実数である。慶長検地帳ではAにあたる四七%の字に、田は二五筆(六六%)、畑は八〇一筆(五九%)が含まれている。このAにおいて寛文検地は田畑ともに約一・六倍の筆を検地した。なお、寛文の畑のうち上級と下級との比は五三対四七であった。

この寛文検地における下級畑に相当するものが慶長検地でどの程度把握されていたかを考察しておきたい。Aに含まれる寛文検地帳の字一五四筆のうち、下級畑からのみなっている字が五四あり、そこには下級畑を一九七筆数えることができる。これらは慶長検地帳でも共通した字であるから、寛文検地では下級畑のみの五四の字が慶長検地でも存在しており、それらの地目を調べてみると全て畠のみであった。筆数にして一三七筆である。この慶長期の一三七筆の畠も寛文検地における下級畑

に相当するものと思われる。これらの字では基本的には慶長検地においても切替畑を含む下級畑が把握されていたとすることができよう。もちろん、これ以外で寛文検地によって上級畑や水田とともに下級畑が検地されている字は七三あり、そこで寛文検地が把握した下級畑は三九五筆ある。これらの字についても一部には慶長検地で下級畑

に相当する畠が検地されたことが推測される。

次に、慶長検地帳に把握された字の土地のうち、寛文検地帳に現われない土地をBとした。残りの一七七(五三%)の字の土地である。慶長検地で把握されたにもかかわらず、寛文検地に見られないのは、字名の細分化や全くの名称変更がなされたためであろう。Bにおいては慶長検地は、田を一三筆(三四%)、畑を五四六筆(四二%)把握している。ここでは、慶長検地をうけたBの土地でも、Aと同様の展開があったものと仮定して、Aの筆数の変化率に準じて計算し、寛文検地の時の筆数を推計することにした。すなわち、慶長の田畠の筆数に一・六倍を乗じて寛文の田畑を推計し、畑はさらに上級・下級に五三対四七の比率で分けたのである。BはAに準じて推計したわけであるから、下級畑についてもAで考察したものがあてはめられるとしてよいであろう。もっとも、実際にはAに分類された字も寛文期には細分化が進んでおり、このAから分化した字はBに入ることになるので、寛文検地でBに含まれる土地は実際にはこれよりも大きくなるものと考えられる。

A・B以外の筆は、寛文検地によって全く新たに把握された田畑である。これをCとした。合計からAとBとの筆数を差し引いた残りをここに書き出してある。Cでは、田方の五四%、Bとほぼ同量の上級畑と、下級畑全体の約半数の存在が推定される。なお、前段でみたようにBがより大きな筆数を占めるものと考えられることから、このCの値は最大値と捉らえればよいであろう。したがって、実際にCに含まれるのは、わずかな田方と、上級畑の一部、そして比較的多くの筆の下級畑とすることができるであろう。

次に、これらA、B、Cにあたる土地の現況を明らかにし、これからその寛文期における利用実態を考察したい。現在旧下我野郷地区の公図には一四七の小字が知られている。⁽⁹⁴⁾ 基本的には地租改正のうちに決定されたものであろう。その現況を耕地、耕地と山林、山林三種に分類し、それらのうち慶長検地帳、寛文検地帳記載の字名と一致するもの

表 10 検地帳字の現況別各地目筆数

分類	現況	字数	慶長検地		寛文検地		
			田	畠	田	上級畑	下級畑
ア	耕地	2		24			
	耕地山林	2		8			
	山林	2		3			
	小計	6		35			
イ	耕地	14	1	100	5	95	58
	耕地山林	6		19		33	27
	山林	12	2	64	2	17	81
	小計	32	3	183	7	145	166
ウ	耕地	9			8	61	12
	耕地山林	4			1	8	3
	山林	28			5	6	107
	小計	41			14	75	122
合計		79	3	218	21	220	288

註) 表 9 と同様の史料、及び飯能市史編集委員会編『飯能市史料 編』第 11 巻地名・姓氏 (1986 年、飯能市) より作成。

を選び出して整理したものが表 10 である。分類は地形図ならびに私の調査時の観察によっている。現況は傾斜の小さなところが耕地に、傾斜が大きなところは山林になっていると考えてよい。現況と比較するのは、寛文期の畑の実態には常畑と切替畑とがあり、基本的には寛文期の字が現況耕地ならば常畑、現況山林ならば切替畑ととらえることが可能だと思われるからである。なお、現在の字数一四七は寛文検地帳の田畑の字数七四五に比較すると二〇%である。地租改正の際、字の統合が進んだことを示している。したがって、現在の小字の面積は寛文期の字の平均五倍にあたることを念頭におく必要がある。

慶長検地帳に見られ、寛文検地帳にはなくて現存する字 (ア) が六、慶長・寛文両検地帳に見られるもの (イ) が三二、寛文検地帳にのみ見られるもの (ウ) が四一あった。あわせると七九、割合にして五四%の現在の字がどちらかの検地帳あるいは両検地帳に見ることができると推定される。まず、寛文期に一度なくなつて今日見ることのできるアは、寛文期に細分化された字が、字の統合により再びもとに戻したものと考えられる。表 9 B の一部を構成するものであろう。イは A に対応し、ウは B・C に対応すると考えられる。イに分類された字数三二は A の二一% (現在の字の範囲は近世の同名字の平均五倍との推定によればほぼ全域)、

ア・ウに分類された字数四七はB・Cの八割(同じく四割)に相当する。

アにあたる字については、現況耕地のところが多く、寛文検地においても上級畑が中心を占めた地域と推定される。イにあたる字では、現況が耕地のものと同山林のものがほぼ同数づつあり、そのうち現況耕地の字でも四割程度の下級畑が存在し、現況山林の字では八割が下級畑に検地されている。現況耕地の字の下級畑は、常畑ではあるが切添えなどで拡大された耕作条件の悪い畑が推定され、また現況山林における下級畑はほぼ切替畑と思われる。表9Aの両検地帳にあらわれる字の土地には、畑のうちの下級畑が五割弱存在したが、その内訳は低質な常畑と少なくとも同程度に切替畑があったとしてよいであろう。ウにあたる寛文検地で新たに登場した字は、現況山林が大部分をしめる。

そこに検地されたものはほとんどが下級畑である。その内容は多くは切替畑であろう。慶長検地でも検地されたもの(表9B)も含まれるかもしれないが、多くは寛文検地で新たに把握されたもの(表9C)と考えられる。一方、現況耕地にあたる部分も一部あり、ここでは上級畑や水田の割合が高くなっている。慶長期より水田や常畑として存在したものの(表9B)もあろうが、その後に関発されたもの(表9C)も一定程度含まれているものと推定される。

以上、表9、表10の分析からは、次のことがまとめられるであろう。慶長検地では比較的条件のよい地域、今日では耕地として利用されている部分にわずかの水田と多くの常畑が開かれ、第一にこれが検地された。また、現況山林にあたる「山」には切替畑があったが、これも一定程度把握された。寛文検地では、慶長検地で把握された水田はもちろん、常畑については多くを上級畑として、一部下級畑として把握した。この下級畑に検地された常畑は、慶長期以降の切添えなどによる開発部分と推定され、低質な常畑と考えられる。また、新たに水田と上級畑も開発されてこれが検地された。さらに現況では山林にあたる地域も全て検地された。慶長検地でも一定程度把握された切替畑が、その後の開発も含めて全面的に検地の対象となったのである。なお、字名が付されていないことから考察の対象外と

した屋敷については、慶長期には水田・常畑の検地された土地に主に存在し、寛文検地では分筆を中心に約二倍の筆数となって検地されたものと推定される。

こうして下我野郷では、現在では山林以外に利用しえないような「山」も含めて、郷内のほぼ全ての土地が寛文検地の対象になったのである。切替畑検地による「山」の広範な把握こそ、武州山之根筋における寛文検地の土地把握の上で最大の特徴とすることができるであろう。

四 寛文検地と年貢高

前節で見たとおり、寛文検地は慶長検地と比較して筆数にして二・六倍の増加を見ることができた。しかし、村高は慶長検地の永高から換算した石高六八八石余から五九三石余へ一四％減少した。図1で見たように下我野郷の検地役人坪井次右衛門は山方については打出率が低いことに特徴があったが、それが端的に示された例である。

一般に、村高は田方の生産力を基準に村の生産力を表すものであるため、田方の優越する地域においては、その村の生産力がある程度実態に即して掌握できる。それゆえ年貢賦課の基準ともなりえた。しかし、畑方の優越する地域では、畑方の生産力を田方の生産力に換算するという迂回的表現となるため、石高による村の生産力把握には限界があった。事実、関東の徳川検地における畑方の石高把握は、「後北条氏の貫高を考慮した畑永高把握から『石高』への換算方式による」⁽⁹⁵⁾もので、生産力を直接あらわすものではなかった。基本的には畑作地帯である関東においても、年貢徴収法は江戸時代初期には厘取法が採用され、原則的には畑方も含めて米納年貢が課されていた。しかし、畑方が多くを占める村ではその納入には困難が伴うことなどから、元和期(一六一五～一六二四)からは畑方の貨幣納化が拡大

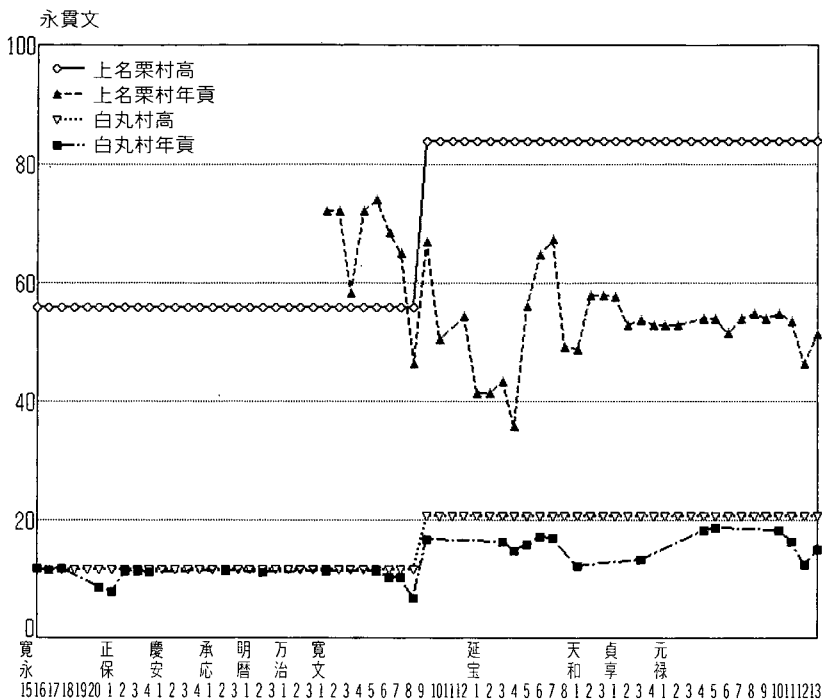


図2 上名栗村・白丸村年貢の変遷

註) 埼玉県入間郡名栗村大字上名栗町田家文書(学習院大学史料館所蔵)年貢関係史料, 奥多摩町誌編纂委員会編『奥多摩町誌歴史編』(1985年, 奥多摩町) 図表 17 (218頁), 図表 19 (222~3頁) より作成。

していった。いわゆる関東畑永法である。しかし、厘取法の下での畑方永納制の採用は、米価の騰貴に対してその根幹である石高の永高換算率を変化させなければ対応できず、その基礎となる畑方の石高把握の限界ともあいまって、寛永中期頃から寛文・延宝期には反取法が一般化した。ここにいたって、村高は本途年貢とは直接関連をもたなくなつたのである。

武州山之根筋では畑方が極めて優越していることが特徴である。その本途年貢は永高制下では永高による村高¹¹年貢高であり、寛文検地後は反取法により、田方は米納、畑方は永納が原則となつた。永高表示の村高は年貢高を示すものであったが、石高表示の村高は反取法の採用によって、年貢高、特

に本途年貢高とは関係なくなつた。したがって、この地域の寛文検地の領主(幕府)にとつての意義は、村高に対してよりも年貢高に関して詳細に検討しなければならぬのである。前節で見たように寛文検地は切替畑に至るまであらゆる耕地を徹底的に把握したもので、一般的にはこの検地が貢租の増徴に意義をもつものであることが推測される。そこで寛文検地をはさんでその前後の時期の年貢賦課の実態を検討したい。

前節で中心的に検討した下我野郷については寛文検地直後の寛文九年の年貢割付が明らかにされている。それ以前は年貢関係史料を欠くため、村高 \parallel 年貢高とすると、寛文八年までは永一三七貫文余であり、検地後の同九年には小物成を含めて米一・九三一石と永一〇貫三六三文である。米一石 \parallel 金一兩 \parallel 永一貫文として永に統一して換算すると、一一二貫文余にしかない。一八%の減少である。年貢は村高以上に低下しているのである。

下我野郷にはこの前後の年貢関係史料がほとんどないため、以下では近村にそれを求め、寛文検地と年貢収取との関係をもう少し詳しく検討することにしたい。寛文検地以前から寛文検地以後まで、連年ないしそれに準ずる形で年貢の収取関係史料が残る村もまた少ない。これまでに、秩父郡上名栗村と多摩郡白丸村にそれを確認することができた。⁽⁹⁶⁾

両村の最古の年貢割付から、元禄一三年(一七〇〇)までの年貢賦課高を示したものが図2である。直線のグラフはそれぞれの慶長検地の永高による村高と、寛文検地で確定された石高制による村高を永高に換算して示してある。寛文検地以前の年貢割付状の記載様式は以下のとおりである。

上名栗村未御成ヶ可納割付之事⁽⁹⁷⁾

一永五拾五貫九百七拾四文

畑屋敷共

三百四拾文

不作川欠山く \parallel

八百四拾六文

内 老貫百六文

未水をし

未水をし

未水をし

五貫三百六拾八文

残四拾八貫三百拾四文

未水損百文ニ付拾文引

定納

一 永拾五貫三百貳拾七文

開高

六拾五文

御なわちかい

内 老貫五百貳拾六文

未水損百文ニ付拾文引

残拾三貫七百三拾六文

定納

一 永老貫八百九拾四文

已改出し

内百八拾九文

未水損百文ニ付拾文引

残老貫七百五文

定納

三口取

合六拾三貫七百五拾五文

右納次第

永三貫四百老文

綿四貫八百拾八文

永九百八拾文

漆小桶七盃

永老貫八百文

紬廿端

永四百文

紙貳

永六百三拾文

大豆六石三斗

永五拾六貫五百四拾四文

金納

外

一永八百六拾八文

紙舟役

一永貳百五拾文

かや錢

也
右如此相定上者、名主惣百姓立合無高下様致勘定、極月五日切而急度可皆濟、若其過令難決者謹責を以可申付者

(二六六七)
寛文七年

中川 八郎 左印

未霜月

上名栗村
名主百姓中

寅年白丸村可納御年貢割付之事(98)

永高拾壹貫六百拾九文

一高五拾八石九升五合

内九斗七升 年々川欠

残五拾七石壹斗貳升五合

此取貳拾九石三斗貳升五合

右納次第

永貳百拾文

綿三百匁

永貳百拾六文

紬ニて可納

永三拾五文

大豆老俵ニて可納

永七拾文

荏老俵ニて可納

永九貫八百文

漆七拾盃可納

永老貫九拾三問

金子ニて可納

永三百六文

式わり八分懸

納合 拾老貫七百三拾文

右如相定上者極月十日を切而可致皆済、若其過不沙汰においては譴責を可申付者成、仍如件

寛永十五寅極月二日

高四郎左

同喜三

百姓中

上名栗村の年貢は慶長検地の永による村高をもとにして、そこから損免分を差し引き、逆に「開高」・「改出し」などを追加するものである。⁽⁹⁹⁾これに小物成が付加された。白丸村の本途は、永の村高を一貫五石替えて石の村高を算出し、取分を定め、それを一貫二・五石替えて永の年貢高を算出しているが、⁽¹⁰⁰⁾実際は村高から損免分を差し引いた残りがそのまま永高の年貢高となっている。石高への換算については形式的なもので、⁽¹⁰¹⁾村高が年貢高という点で上名栗村の場合と基本的には同種のものである。ただし、例の場合は「金子ニて可納」とある一貫九三文に〇・二八を乗じた

三〇六文の割懸けを加えた結果が納合一一貫七三〇文(一文の誤差あり)であった。この割懸けは寛永二年(一六四四)からはなくなる。したがって図2の寛文八年までは、両村ともに慶長検地で確定された村高から損免分を引き、これに「開高」など開發の結果が公的に把握された場合はこれを加えた高が原則として年貢高であった。

寛文八年の検地によって両村とも村高が打出された。白丸村が五八石余から一〇三石余へ七八%の増加、上名栗村が二七九石余から四二〇石余へ五〇%の増加である。上名栗村の場合は損免分がないとすると、寛文検地時の永高制の村高は永七三貫一九五文 \equiv 三六五・九七五石へと増大していたのであるが、これを元に計算しても一五%の増加であった。

寛文検地後の年貢は、両村とも田方はなく全て畑・屋敷であるため地目・等級毎に反永が定められ、これを地目・等級毎の反別に乘じて本途年貢が決定された。ほかに小物成がある場合はこれに加えられた。

先ず白丸村は、寛文検地まで村高永一一貫六一九文と年貢高とがほぼ一致している。寛文検地の結果、村高は一〇三・四一二石、永高に換算して永二〇貫文余となった。年貢ははじめ永一六貫程度まで引き上げられるが、天和期には一時期低下し、元禄に入って一八貫程度に上昇する。寛文検地が年貢の増徴に寄与したとすることができるであろう。しかし、村高の上昇ほどには年貢の増収ははかれなかった。

一方、上名栗村の場合は寛文検地の直前には村高が永七三貫文余となっており、損免分はあるものの小物成があるため村高に極めて近い水準の年貢が課されていた。寛文検地直後はその水準に近い年貢を徴収すべく反永が設定され、永六六貫文余を割付けるが、その後延宝四年(一六七六)ごろまで低い水準で推移し、総年貢も永四〇貫程度まで低下する。その後上下はあるものの上昇して元禄期には五三、四貫で推移している。上名栗村の場合は明らかに年貢收取の低下が見られるのである。

図1でも見たように、寛文検地は山方においては村高の打出は相対的に低いものであった。場合によっては下我野郷の様に減少する村さえあった。これに対して年貢は、白丸村の様に村高が増加して年貢も増大するが、村高の増加ほどには増大しない場合、上名栗村の様に村高は増加したものの年貢は減少する場合、下我野村のようにともに下降する場合とがあった。検地が年貢増徴を意図しなかったわけではなからうが、その意図が明確には現われてこないである。

同じく近世初期に永高制の採用された遠江国北部地域の年貢収取については、第一節で永高検地の意義にかかわって取り上げた佐藤孝之氏が詳細な検討を加えられている。⁽¹⁰⁾この地域もほとんどが山方村落で、畑方優越地帯である。氏によれば、北遠地方では二度目の総検地が延宝元年から五年(一六七三〜七七)にかけて施行されて村高は平均して二倍に増加し、年貢高も検地による打出と永盛引上げによってこれに準じて引き上げられている。

また、溝口常俊氏によれば、甲斐国巨摩郡西河内領では、武州山之根筋と同様に寛文一一年(一六七二)の検地において大量に焼畑が検地されたが、翌一二年にはこれに反対する一揆が起り、延宝五年(一六七七)には再検地が実施され、焼畑の検地が見直されたことが明らかにされている。⁽¹⁰⁾氏は貢租に関する検討をされていないので、寛文検地が年貢増徴にどの程度結びついたかは明らかではないが、一揆やその結果としての再検地があったことから、寛文検地が年貢増徴に大きく寄与したことは間違いないであろう。

これらに対して武州山之根筋では、寛文検地によって開発された普通畑はもちろん、「山」に広範に展開する切替畑をも全面的に把握され、名請地の大量な増加があったものの、村高の打出は里方でも五八%、山方では三四%であり(図1)、特に山方の村々においては年貢についてその増徴には必ずしも結びつくものではなかったのである。

おわりに

本稿では、はじめに武州山之根筋の寛文検地を取り上げる意義をまとめるとともに、武州山之根筋の範囲と、ここを中心の一つとして施行された徳川氏関東入国当初の永高検地の意義について整理した。

その上でこの地域全体の支配と寛文検地の概要を示した。大きな部分を天領が占め、その天領を大久保長安の後をうけた八王子一八代官のうち主に六家が基本的には世襲支配していた。そこを寛文六年から八年にかけて幕領の総検地の一環としての検地が実施され、支配代官とは別の六名の代官がその検地役人となった。支配代官の恣意を廃して、客観的な検地の施行を目的にしたものである。このような支配代官とは別に検地役人・検地奉行を設置する方法は、以後元禄検地に至るまでの幕領検地で一般化したものである。しかし、村高の打出においては、里方と山方の村とを比較してみると、検地役人の間には図1に示したような個性が存在した。

これを踏まえ、武州山之根筋の寛文検地の特徴を明らかにするには、山方村落のそれを分析することが必要だとし、高麗郡下我野郷を例に、その寛文検地を慶長検地と比較しつつ土地把握の特徴を明らかにした。すなわち、慶長検地では水田・常畑とともに、切替畑も一定程度検地していること、寛文検地は慶長検地に比較して二・六倍もの筆を検地したこと、その内容は分筆も多くあったと推定されるが、水田・常畑の開発とともに、「山」に展開する切替畑を広範に検地したことであった。特に、切替畑の徹底した把握によって「山」の多くが検地の対象とされた点に最大の特徴が求められる。

武州山之根筋の検地はこの地域を特徴づける山方においてそれほどまでに徹底した検地ではあったが、年貢の増徴

には必ずしも直結しなかった。逆に低下した村さえあった。

年貢増徴に直結しないとしたならば、寛文検地はいかなる意義があつたのであろうか。ここでは以下の様にまとめておこう。それは中世的諸関係を色濃く残す村落構造のもと、田畑・屋敷の存在形態を把握した慶長検地に対して、広範な近世小農の成立にともない所持構造が変質した田畑・屋敷の存在形態をその実態に即して把握することであり、特に切替畑などの下級畑を全面的に把握することであつた。年貢収取の側面からするならば、これらは増徴の側面よりも実態に合わせた合理的な収取を行うために、新村落秩序に適合した年貢課賦の基本となる土地台帳の作成であつた。一方、農民側からするならば、構造的な実態に即した検地は、自らの土地保有権を制度的あるいは公的にするものであることから、年貢増徴につながらないならばむしろ積極的に望むところであらう。特に切替畑まで徹底的に検地されることには農民にとつても重要な意義があつたものと思われるが、その意義については切替畑の実態の解明とあわせて別稿に譲りたい。⁽¹⁰⁾

註

(1) 大石慎三郎『享保の改革の経済政策』(一九六一年、御茶の水書房)、辻達也『享保改革の研究』(一九六三年、創文社)、北島正元『江戸幕府の権力構造』(一九六四年、岩波書店)、佐々木潤之介『幕藩権力の基礎構造』(一九六四年、御茶の水書房)、大野瑞男『江戸幕府財政の成立』(北島正元編『幕藩制国家成立過程の研究』一九七八年、吉川弘文館、所収)、藤井謙治『家網政権論』(松本・山田編『元禄・享保期の政治と社会』、『講座日本近世史』(4)、一九八〇年、有斐

閣、所収)、森杉夫「代官所機構の改革をめぐって」(『大阪府立大紀要』第一三号、一九六〇年)、村上直「関東幕領における八王子代官」(『日本歴史』第一六八号、一九六二年)など参照。

(2) 浅尾直弘『近世封建社会の基礎構造』(一九六七年、御茶の水書房)、水本邦彦『近世の村社会と国家』(一九八七年、東京大学出版会)、佐藤常雄『日本稲作の展開と構造』坪刈帳の史的分析』(一九八七年、吉川弘文館)、嶋谷ゆり子「幕藩体制成立期の村落と村請制——信州下伊那郡虎岩村を中

- 心として―』(『歴史学研究』第五四八号、一九八五年)、小高昭一「村請制村落の形成と村方騒動―三河山間部を事例として―』(『駒沢史学』第三四号、一九八六年)など参照。
- (3) 神崎彰利「検地―繩と竿の支配」(『教育社歴史新書』日本史◇二〇二、一九八三年)一五八〜九頁。
- (4) 畿内を中心とした延宝検地については、森杉夫「延宝検地」(『高石市郷土史研究紀要』第三号、一九七〇年、高石市教育委員会)、同「岸和田地方の延宝検地」(『岸和田市史紀要』第三号、一九七九年、岸和田市)、大森映子「十七世紀後半の幕領検地」(井上光貞ほか編『日本歴史大系3 近世』一九八八年、山川出版社、所収)など、検地奉行を大名課役とした点を明らかにした論稿がある。
- (5) 東京都総務局総務部企画課「都下村落行政の成立と展開―青梅市成木調査報告書―」(一九五八年)第一編第一章「江戸時代の上成木村」、拙稿「西川林業発生史に関する一考察―武州秩父郡下名栗村の事例を通して―」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五十六年度、一九八二年)など。
- (6) 安澤秀一「近世村落形成の基礎構造」(一九七二年、吉川弘文館)前編第二章第二節「検地施行の地域性」。
- (7) 兼子順「近世前期における武蔵國の検地について―新編武蔵風土記稿を中心として―」(『信濃』第三三卷第六号、一九八一年)。
- (8) 日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典』第一九卷(一九

七六年、小学館)。

- (9) 八王子市史編さん委員会『八王子市史』下巻(一九六七年、八王子市役所)七一九〜四〇頁、神立孝一「山之根九方石村高改帳」の基礎的研究」(『関東近世史研究』第二五号、一九八九年)。
- (10) 延宝六年六月「乍恐以書付御訴訟申上候事」(武州山根加治領上赤工村ほか六か村↓奉行所)飯能市大字久須美大江家文書。
- (11) 天和元年六月「乍恐以書付御訴訟申上候」(武田や甚右衛門ほか四名↓奉行)埼玉県編『新編埼玉県史資料編』第一六卷近世七産業(一九九〇年、埼玉県)五九七頁。
- (12) 芦田伊人編『新編武蔵風土記稿』(以下『武記』と略記)第十二卷(『大日本地誌大系』十二、一九六三年、雄山閣)七一頁。
- (13) 『武記』第十二卷。
- (14) 『武記』第十一卷一七一〜二頁。
- (15) 村上直「初期関東における代官陣屋について」(森博士還暦記念会編『対外関係と社会経済―森克己博士還暦記念論文集―』一九六八年、塙書房)など。
- (16) 和泉清司「近世初期関東における永高制について―武蔵を中心として―」上「埼玉地方史」第一〇号、一九八一年)三〜五頁、同「近世初期武蔵における徳川検地について」(『史潮』新九号、一九八一年)。なお和泉氏は武州山之根筋につ

- いて奥秩父までをその範囲とされている。このことと関連して、氏は永高制検地の施行者について、秩父郡は大久保・伊奈「両者によって検地が入り混じって実施されている」(『史潮』論文八二頁)とされるが、秩父郡を外秩父と奥秩父とに分別すると、原則としてここで私がまとめた結論が導かれる。
- (17) 村上前掲(1)論文、和泉清司「徳川幕府成立期における代官頭の歴史的役割—大久保長安と伊奈忠治を中心に—」『地方史研究』第三五卷六号、一九八五年。
- (18) 山田武麿「近世山村における本百姓の形成と家抱—武蔵国秩父郡太田部村の場合」(『群馬大学紀要人文科学篇』第四卷、一九五四年)、「近世初期における徳川検地とその名請人」(『群馬大学紀要人文科学篇』第一〇卷、一九六一年)。
- 共に後に『上州近世史の諸問題』(一九八〇年、山川出版社)に所収。
- (19) 神崎彰敏「初期検地と村落」・「天領における貫文記載の史料について」(木村礎編『封建村落その成立から解体へ』所収、一九五八年、文雅堂銀行研究社)。
- (20) 大館右喜「徳川幕府直轄領に於ける近世初期検地帳の研究—貫文制記載慶長検地の分析—」(『国史学』七二・七三合併号、一九六〇年)。後に同『幕藩制社会形成過程の研究』(一九八七年、校倉書房)に増補訂正・所収。
- (21) ①佐藤孝之「近世幕領における永高制—北遠地方の事例を中心に—」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五二年度、一九七八年)、②同「近世初期幕領における『永高検地』」(『国史学』第一〇七号、一九七八年)、③同「近世前期北遠幕領における年貢収取」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五三年度、一九七九年)、④同「近世前期の年貢収取と農村金融—北遠幕領を素材として—」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五四年度、一九八〇年)、⑤同「北遠奥山・西手領における近世前期の貢租形態—奥山領地頭方村を中心として—」(『信濃』第三四卷第三号、一九八二年)、⑥同「近世前期北遠三倉領における年貢収取」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五七年度、一九八三年)。
- (22) 佐藤前掲(21)①論文四五三頁。以下、同稿参照。
- (23) 佐藤前掲(21)②論文。
- (24) 同前五〇頁。
- (25) 佐藤前掲(21)②論文三五〇九頁、⑤論文一七九頁など。
- (26) 和泉前掲(16)「近世初期関東における永高制について—武蔵を中心に—」上、同下(『埼玉地方史』第一号、一九八一年)。
- (27) 大館右喜「近世初期市場と地方支配」(『国史学』七一号、一九五九年)、後に前掲(20)書に増補訂正・所収、和泉前掲(26)「近世初期関東における永高制について—武蔵を中心に—」下三四〇六頁、埼玉県編『新編埼玉県史通史編』第三卷近世一(一九八八年、埼玉県)二一六〇七頁など。
- (28) 神木哲男「中世末—近世初頭における貨幣問題—中世的

貨幣体系から近世的貨幣体系へ」『社会経済史学』第五七卷第二号、一九九一年(四)一頁。

(29) 六本木健志「近世初期山間部畑作農村における『家』と経営―武蔵国秩父郡を中心として―」『史潮』新三二号、一九九二年(一)九頁。

(30) 藤本隆士「徳川期における小額貨幣―錢貨と藩札を中心に―」『社会経済史学』第五七卷第二号、一九九一年(一)参照。

(31) 前掲(27)『新編埼玉県史通史編』第三卷近世一。

(32) 『武記』第五卷一五〇頁、村上前掲(1)論文七六〇九頁。

(33) 『武記』第九卷七五頁。

(34) 『武記』第九卷三〇〇頁。

(35) 『武記』第六卷三二頁。

(36) 『武記』第六卷一三七頁、および一四三頁。

(37) 北島正元校訂『武蔵田園簿』(以下『田園簿』)『日本史料選書』一五、一九七七年、近藤出版社。

(38) 同前「解説」では、「武蔵田園簿」の成立を慶安二、三年、記載される村高は一七世紀前半の検地をもとにしているとしている。

(39) 村上前掲(1)論文七七頁。

(40) 同前七九頁第五表。

(41) 青梅市史編さん実行委員会編『定本市史青梅』(一九六六年、青梅市役所)一一八六〇九八頁。

(42) 奥多摩町誌編纂委員会編『奥多摩町誌』(一九八五年、

奥多摩町)一七〇―二頁。

(43) 年不詳「(高麗陣屋天正十九年以来代官交替覚書)」埼玉県編『新編埼玉県史料編』第一七卷近世八領主(一九八五年、埼玉県)四五七頁。

(44) 『武記』第五卷二六七、二六八、二七三、二七五、二七七頁。

(45) 『武記』第九卷二〇二頁。

(46) 『武記』第一二卷一〇三頁。

(47) 玉川村教育委員会編『玉川村史通史編』(一九九一年、玉川村)四〇六〇九頁。

(48) 五日市町史編さん委員会編『五日市町史』(一九七六年、五日市町)二六六〇七頁。

(49) 松原村史編さん委員会編『松原村史』(一九八一年、松原村)四四五頁。

(50) 『武記』第五卷一七六頁。

(51) 『武記』第五卷一八〇頁。

(52) 『武記』第六卷二二三〇四頁。

(53) 町田市史編纂委員会『町田市史』上巻(一九七四年、町田市)七四四頁。

(54) 埼玉県人間郡名栗村大字上名栗町田家文書(学習院大学史料館所蔵、以下町田家文書)の年貢関係史料。

(55) 高柳光寿ほか編『新訂寛政重修諸家譜』第四(一九六四年、統群書類従完成会)四二頁。

- (56) 『武記』第二二卷八九頁。
- (57) 『武記』第五卷五三〇～九六頁。
- (58) 兼子前掲(7)論文。
- (59) 森前掲(4)書、大森前掲(4)論文。
- (60) 関東近世史研究会校訂『関東甲豆郷帳』(『日本史料選書』二七、一九八八年、近藤出版社)。
- (61) 飯能市大字井上井上家文書。
- (62) 飯能市大字井上大野家文書。
- (63) 飯能市郷土館所蔵。
- (64) 飯能市大字南岡部家文書(飯能市郷土館所蔵)。
- (65) 飯能市大字小岩井石森家文書。
- (66) 飯能市大字永田細田家文書。
- (67) 同前。
- (68) 毛呂山町史編さん委員会編『毛呂山町史』(一九八三年、毛呂山町)三四四～五頁。
- (69) 前掲(42)『奥多摩町誌』二〇三～六頁。
- (70) 前掲(49)『檜原村史』三九三頁。
- (71) 和泉前掲(16)「近世初期関東における永高制について―武蔵を中心に―」上―四頁。
- (72) 山田前掲(18)「近世初期における徳川検地とその名請人」五一頁。
- (73) 大館右喜氏は、前掲(20)論文一一六～九頁(前掲書一一四～六頁)でこの「荒畑」記載を取り上げられているが、実測のかいま見られる例として扱われたもので、これ以前の土地把握との関係で論じられてはいない。なお、氏はこれ以外に除地が反別記載されている例を多摩郡小河内村内留浦に見出される。
- (74) 寛文九年一月「酉年可納御年貢割付之事」(高四郎兵衛↓右之村名主百姓中)東吾野郷土誌研究会編『東吾野郷土誌』(一九八〇年、同会)一一三～四頁。
- (75) 和泉前掲(16)「近世初期武蔵における徳川検地について」九三頁。
- (76) 関東各市町村史資料編など。
- (77) 川鍋定男「近世前期関東における検地と徴租法」(村上直・神崎彰利編『近世神奈川の地域的展開』有隣堂、一九八六年、所収)。初出は『神奈川県史研究』四二、一九八〇年。
- (78) 前掲(48)『五日市町史』二五一頁、大館前掲(20)書一七一頁。
- (79) 安澤前掲(6)書二四四～四〇頁。
- (80) 同前、前掲(53)『町田市史』上巻八二六頁。
- (81) 前掲(48)『五日市町史』二五一～七頁。
- (82) 前掲(49)『檜原村史』三九四～七頁。
- (83) 前掲(42)『奥多摩町誌』二〇六～一〇、二二三頁。
- (84) 青梅市郷土博物館編『青梅市史史料集第二十六号村明細帳(一)』(青梅市教育委員会、一九八〇年、同編『同第二十七号同(二)』(同、同年)。

- (85) 同前(二)。
- (86) 飯能市史編集委員会編『飯能市史資料編』第八巻、近世文書(一九八四年、飯能市)。
- (87) 前掲(68)『毛呂山町史』三四三〜五〇頁。
- (88) 前掲(47)『玉川村史通史編』四八〇〜二頁。
- (89) 皆野町誌編集委員会編『皆野町誌』(一九八〇年より、皆野町)、横瀬村誌編さん委員会編『横瀬村誌』(一九八〇年より、横瀬村)、両神村村史編さん委員会編『両神村史』(一九八五年より、両神村)など。
- (90) 拙稿前掲(5)論文。
- (91) 前掲(64)岡部家文書。
- (92) 延宝五年七月「撰州御検地御改條目」宮川滿『太閤検地論』第三部(一九六三年、お茶の水書房)三三二〜四頁、森前掲(4)書、神崎前掲(3)書一六〇〜二頁など。
- (93) 武蔵国の元禄八年(一六九五)の検地条目でも、古検肩書の条項はない。元禄八年二月「御検地ニ付御条目写」(竿奉行赤堀安太夫ほか三名)三郷市史編さん委員会編『三郷市史』第二巻近世史料編I(一九九〇年、三郷市)八八〜九二頁、「元禄八亥年被 仰出候検地御条目仕形覚書」前掲(43)『新編埼玉県史史料編』第一七巻近世八領主二二四〜四〇頁。
- (94) 飯能市史編集委員会編『飯能市史資料編』第一巻、地名・姓氏(一九八六年、飯能市)。
- (95) 川鍋前掲(77)論文七〇頁。以下も同論文を参照。
- (96) 前掲(54)町田家文書年貢関係史料、前掲(42)『奥多摩町誌』二一八、および二二二〜三頁。
- (97) 同前町田家文書。
- (98) 前掲(42)『奥多摩町誌』二二二〜三頁。
- (99) 和泉氏が永高制下の年貢割付の第I形式としたもの。和泉前掲(26)「近世初期関東における永高制について―武蔵を中心に―」下二九〜三一頁。
- (100) 和泉氏が第III形式と分類したものに相当するように見える。同前三二頁。
- (101) 同前三二〜三頁。
- (102) 佐藤前掲(21)各論文。
- (103) 溝口常俊「甲州における近世焼畑村落の研究」(『名古屋大学文学部研究論集』第八三巻史学二八、一九八二年)。
- (104) 拙稿「寛文検地と切替畑―武州西川地方における『山』利用と林野所持―」(『徳川林政史研究所研究紀要』第二七号、一九九三年)。
- 〔付記〕 本稿の作成にあたっては、飯能市郷土館浅見徳男氏、飯能市井上峰次氏、学習院大学史料館の皆様たいへんお世話になった。記して深謝の意を表するものである。